

議案第48号

大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付要綱の一部改正について

令和6年5月15日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

県のひとり親家庭等習い事支援事業補助金交付要領と補助金算定区分を合わせるため

大野市低所得世帯の児童習い事支援事業補助金交付要綱（令和6年教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

令和6年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（補助金の算定） 第7条（略） 2 補助金の上限額は、児童一人当たり、次の表に掲げる区分及び対象月に応じ、それぞれ同表の上限額欄に掲げる額とする。			（補助金の算定） 第7条（略） 2 補助金の上限額は、児童一人当たり、次の表に掲げる区分及び対象月に応じ、それぞれ同表の上限額欄に掲げる額とする。		
区分	対象月	上限額	区分	対象月	上限額
児童扶養手当全部	4月から10月まで	70,000円	児童扶養手当全部	4月から10月まで	70,000円
支給相当所得者	11月から3月まで	50,000円	支給相当所得者	11月から3月まで	50,000円
<u>・児童扶養手当一部支給相当所得者</u>	4月から10月まで	35,000円	児童扶養手当一部	4月から10月まで	35,000円
<u>・市民税非課税世帯</u>	11月から3月まで	25,000円	支給相当所得者	11月から3月まで	25,000円

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。